

島根県個人情報保護条例施行規則

〔平成14年9月3日〕
〔島根県規則第84号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第2条 条例第4条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用の状況
- (4) 個人情報の目的外提供の状況
- (5) 個人情報取扱事務の委託
- (6) 個人情報の処理形態

2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

3 条例第4条第2項第3号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人の場合にあつては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により開示請求をする理由
- (3) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (4) 代理人が本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の場合にあつては、委任する旨及び記名押印

2 条例第12条第1項に規定する請求は、個人情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第4条 条例第12条第2項（条例第21条第4項、第25条第3項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として実施機関が適当と認めるもの
- (2) 代理人が本人に代わって請求をする場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他代理人

であることを証明する書類として実施機関が適当と認めるもの

(公務員等の職の指定)

第5条 条例第13条第3号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

(開示の実施に関する通知)

第6条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、開示を実施することができる日時及び場所とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容
- (3) 条例第20条第2項第1号又は第2号の規定のうち根拠となる規定及び当該規定を適用する理由
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第21条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴
 - イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付
- (2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複写したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録媒体に複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(公文書の写しの交付等)

第9条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第23条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第23条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(閲覧等の制限等)

第10条 公文書を閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧等の中

止させ、又は禁止することができる。

(個人情報訂正等請求書)

第11条 条例第25条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代理人が訂正等の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により訂正等の請求をする理由
- (2) 訂正等の請求をしようとする者の連絡先
- (3) 代理人が任意代理人の場合にあっては、委任する旨及び記名押印

2 条例第25条第1項に規定する請求は、個人情報訂正等請求書(様式第3号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第12条 条例第30条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代理人が利用停止の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により利用停止の請求をする理由
- (2) 利用停止の請求をしようとする者の連絡先
- (3) 代理人が任意代理人の場合にあっては、委任する旨及び記名押印

2 条例第30条第1項に規定する請求は、個人情報利用停止請求書(様式第4号)により行うものとする。

(審査請求)

第13条 条例第17条、第27条及び第32条に規定する決定について、審査請求をしようとする者は審査請求書(様式第5号)を実施機関に提出するものとする。

(運用状況の公表)

第14条 条例第50条の規定による運用状況の公表は、島根県報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に到達した島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第12条第1項の規定による開示請求に係る公文書(電磁的記録に限る。)に記録されている個人情報の開示の方法及び写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定に

より作成された個人情報取扱事務登録簿は、この規則による改正後の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定により作成された個人情報取扱事務登録簿とみなす。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

公文書の種類		写しの種類	費用の額
文書又は図画	フィルム以外のもの	乾式複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
	マイクロフィルム	用紙ご印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
	写真フィルム	印画紙ご印画したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額
電磁的記録	用紙ご印刷したものを乾式複写機により複写したもの		白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
	電磁的記録媒体に複写したもの	録音カセットテープ(120分)に複写したもの	1巻 170円
		ビデオカセットテープ(VHS方式120分)に複写したもの	1巻 230円
		光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚 130円